

提出書類一覧【認定用】

提出書類 ○: 必須 ★: 該当する場合のみ (★): 提出書類で認定要件の確認ができない場合は、別途書類の提出を求め場合があります。 一般認定の場合、扶養手当の認定手続とは別に、共済組合の手続き(この一覧の書類の提出)が必要です。 事実発生日以降、速やかに手続きしてください。 書類の申告日や所属所文書受付印の日付は、事実発生日以降としてください。 事実発生日から30日以内に申告してください(組合員の採用・転入に伴う認定の場合は、事前の手続きが可能)。 30日を経過して申告書を所属所に提出した場合は、所属所文書受付印の日付が認定日となります。					被扶養者申告書【認定用】	扶養手当認定の有無	お扶養手当の認定状況欄(始期印)	個人番号届書
					※1			※2
続柄	収入要件	被扶養者の認定要件を備える者	認定理由	事実発生日	給付様式第2-1-1号			給付様式第12-1号
75歳未満の三親等内の親族 以下の者は同居を要件としない ・配偶者 ・子 ・父母 ・兄弟姉妹 ・孫 ・祖父母	【一般認定】 扶養手当が支給される者 ・年額130万円未満 ・月額108,334円未満 ・雇用保険受給者は日額3,612円未満	出生した子	出生	出生日	○	有	○	○
		婚姻した配偶者	婚姻	婚姻日	○	有	○	○
		退職した者	退職	退職日の翌日	○	有	○	○
		扶養替えをした者	扶養替え	扶養替えの日	○	有	○	○
		収入が減少した者 ※5	収入減少	収入減少の日の翌日 または翌月1日	○	有	○	○
		雇用保険の受給が終了した者	支給終了	支給終了日の翌日	○	有	○	○
		新規認定(国民健康保険から等) ※12	新規	申告日	○	有	○	○
		組合員が採用、他支部・公務員共済から転入	組合員の採用・転入	採用日・転入日	○	有	○	○
		その他の事由により認定する者	その他	認定事由の発生日	○	有	○	○
	【特別認定】 扶養手当が支給されない者 ・年額130万円未満 ・月額108,334円未満 ・雇用保険受給者は日額3,612円未満 19歳以上23歳未満(組合員の配偶者を除く。)の者は、 ・年額150万円未満 ・月額125,000円未満 ・雇用保険受給者は日額4,167円未満 * 令和7年10月1日以降適用 障害年金が決定している者(併給調整等により支給停止の者含む) または60歳以上の者は ・年額180万円未満 ・月額15万円未満 ・雇用保険受給者は日額5,000円未満	出生した子	出生	出生日	○	無		○
		婚姻した配偶者	婚姻	婚姻日	○	無		○
		退職した者	退職	退職日の翌日	○	無		○
		扶養替えをした者	扶養替え	扶養替えの日	○	無		○
		収入が減少した者 ※5	収入減少	収入減少の日の翌日 または翌月1日	○	無		○
		雇用保険等の受給が終了した者	支給終了	支給終了日の翌日	○	無		○
		新規認定(国民健康保険から等) ※12	新規	申告日	○	無		○
		組合員が採用、他支部・公務員共済から転入(4月1日付け転入除く)	組合員の採用・転入	採用日・転入日	○	無		○
		組合員が他支部・公務員共済から4月1日付けで転入 ※13	組合員の転入	4月1日	○	無		○
		その他の事由により認定する者	その他	認定事由の発生日	○	無		○
上記以外の75歳未満の三親等内親族同居が要件	【一般認定】	著しい障害がある者	その他	認定事由の発生日	○	有	○	○
	【特別認定】	その他の事由により認定する者	その他	認定事由の発生日	○	無		○

- ※1 一般認定の場合、県立学校の組合員は、所属所の事務室を経由のうえ学校事務センターで証明を受けてください。
県機関(県立学校を除く)の組合員は、庶務事務システムから出力した「扶養親族届」(扶養手当の認定が承認されたもの)を添付してください。
- ※2 県立学校においては、「個人番号届書」は学校事務センターに送付せず、直接、給付グループへ送付してください。
なお、出生等で「個人番号届書」の提出に時間を要する場合は、後日提出してください。
- ※3 3か月以内に発行されたものが必要です。
同居の場合は、世帯全員の続柄が記載されている住民票または住民票記載事項証明書が必要です。住民票が別の場合は、被扶養者の住民票または住民票記載事項証明書と併せて、続柄を確認するために戸籍(全部事項証明)等を提出してください。
配偶者、子、父母、兄弟姉妹、孫、祖父母 以外は同居が要件です。
事実婚の場合は、原則、住民票に未届の配偶者(夫または妻)と記載のあるものが必要です。
- ※4 収入の種類を確認します。3か月以内に発行されたものが必要です。義務教育修了前は提出不要です。海外居住のため住民票が国内にない場合は、除票された住民票または1月1日に国内にいないことがわかる書類(パスポート等)の写しが必要です。
- ※5 アルバイト等の収入がある場合は、認定日の直近3か月分の給与明細書の写しまたは給与等支払証明書(給付様式第2-6号)を提出してください。収入が減少した(3か月限度額を超えていない)と判断される月の翌月1日または給与明細書等に給与支給日の印字がある場合は、支給日の翌日から認定となります。支給日の手書きは認められません。会計年度任用職員や非常勤講師等の場合は、辞令(写)等も併せて提出してください。

(別紙A)

扶養状況・続柄等確認			市区町村等による医療費助成受給の開始・停止・延長届出書	その他								
扶養理由申立書	※3被扶養者との続柄および同居がわかれる書類	※4給与収入等が記載されているもの(市区町村長発行の課税・非課税証明書)			収入確認				生計維持確認		配偶者の年金	
					公的年金(企業年金含む)・個人年金等がある	給与・報酬等の勤労収入がある	事業・資産・株の譲渡・配当等の収入がある	雇用保険(失業給付)を受給している	他に扶養義務者がいる	海外に別居している	国民年金第3号被保険者関係届	
給付様式第2-4号	原本	原本			支払証明書は給付様式第2-6号			給付様式第2-7号		給付様式第2-2号	給付様式第8-1号	
											○	(★)
	事実婚の場合は必要									★	★	(★)
			○							★	★	(★)
			※11					○			★	(★)
					○					★	★	(★)
							○			★	★	(★)
										★	★	(★)
										★	★	(★)
				★	★	★	★	★	★	★	★	(★)
○	○							★			○	(★)
○	○	○		★	★	★	★	★	★	★	★	(★)
○	○	○	○	★		★	★	★	★	★	★	(★)
○	○	○	※11	★	★	★	★	○	★		★	(★)
○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★	(★)
○	○	○		★	★	★		○	★	★	★	(★)
○	○	○		★	★	★	★	★	★	★	★	(★)
○	○	○		★	★	★	★	★	★	★	★	(★)
○	○	○		★	★	★	★	★	★	★	★	(★)
○	○	○	○ 検認時	★ 検認時	★ 検認時	★ 検認時	★ 検認時	★ 検認時	★ 検認時	★	★	(★)
○	○	○		★	★	★	★	★	★	★	★	(★)
著しい障害があることがわかる書類(医師の診断書等の写し)												
上記特別認定の該当書類												

- ※ 6 前年の確定申告等の収入で判断します。収入から共済組合で必要経費と判断したもの（被扶養者資格等に関するQ & A Q 6 参照）を控除した額が、収入要件以内でなければ認定できません。（確定申告の必要経費とは異なります。）
- ※ 7 組合員の収入より他の扶養義務者の収入が 1 割以上多い場合は認定できません。組合員の収入の方が少ないが、他の扶養義務者が被扶養者を認定できない場合は、その理由を「扶養協議書」の余白に記入してください。他の扶養義務者の収入が組合員の収入より 1 割以上多く、かつ当支部以外の健康保険加入者の場合は、健康保険発行の「不認定通知」を添付してください。
- ※ 8 海外居住のため、住民票が国内にない場合および生活基盤が海外にある場合は認定できません。（留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等は除きます。その場合は、渡航理由がわかる書類を提出してください。）
- ※ 9 組合員が65歳未満で、認定する配偶者が20歳以上60歳未満の場合は、提出してください。
- ※10 自治体から交付されている医療証がある場合は提出してください。出生で医療証が交付されていない場合は、交付され次第提出してください。
- ※11 配偶者の退職・死亡による子の扶養替えの場合は、退職日・死亡日等のわかる書類の写しまたは子の資格喪失証明書を提出してください。
- ※12 国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険の資格情報のお知らせ等の写しを提出してください。
- ※13 4 月 1 日付けで他支部・公務員共済から転入した者に限り、「被扶養者申告書」と「個人番号届書」と 3 月末日まで認定されていた資格情報のお知らせ等の写し、若しくは資格喪失証明書の提出により認定できます。検認時に、被扶養者の課税・非課税証明書（給与収入等が記載されているもの）と収入の確認書類（毎月の給与明細書、最新の年金決定・改定通知書、確定申告書類等）を提出していただきます。